第８　屋外消火栓設備

１　水源

第１屋内消火栓設備１に準ずること。◆

２　加圧送水装置

第１屋内消火栓設備２（⑶を除く。）に準ずるほか、屋外消火栓設備専用の加圧送水装置とすること。ただし、屋内消火栓設備と併用又は兼用する場合において、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないものにあっては、この限りでない。◆

３　呼水装置

第１屋内消火栓設備３に準ずること。◆

４　配管

第１屋内消火栓設備４（⒁及び⒆を除く。）に準ずるほか、次によること。

⑴　配管の口径は、65Ａ以上とすること。◆

⑵　配管には、その表面の見やすい箇所に屋外消火栓設備用である旨を表示すること。◆

５　放水圧力

ノズルの先端で放水圧力が 0.6 メガパスカルを超えないための措置は、第１屋内消火栓設備５⑷に準じて減圧弁を設けること。◆

６　起動装置

第１屋内消火栓設備６（ただし、⑵イの起動設定圧力は、0.25 メガパスカルとする。）に準ずること。◆

７　屋外消火栓箱等

⑴　設置場所は、原則として防火対象物の出入口又は開口部付近で、１階及び２階の内部に有効に放水できる位置に設けること。◆

⑵　屋内消火栓設備が設置義務となる防火対象物に屋外消火栓設備を設置した場合で、防火対象物の１階及び２階の内部で中央部等に防護できない部分を生ずる場合には、屋内消火栓箱を建物内に設置すること。

なお、屋外消火栓箱の設置と階を異にする２階部分に対する防護については、後記⑷アの屋外消火栓設備のホースの長さで有効に放水することが可能であれば、屋内消火栓箱の設置を免除して差し支えないものとする。◆

⑶　筒先

筒先は、次によること。

ア　筒先は、原則として噴霧切替式のものとすること。◆

イ　筒先は、認定品とし、口径は呼称 19 ミリメートル以上であること。◆

⑷　ホース

ア　令第 19 条第３項第２号の「有効に放水することができる長さ」とは、ホースそのものの長さに放水距離の５メートルを加えた長さとする。ただし、仕様書等により有効に放水できると認められるものにあってはこの限りでない。◆

イ　ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 22 号）の規定に適合したものであること。

ウ　ホースの両端には、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）の規定に適合した差込式結合金具を取り付けたものであること。

エ　ホースは、二重巻き又はハンガー掛け等の状態で消火栓箱に収納すること。◆

⑸　消火栓開閉弁

第１屋内消火栓設備７⑶に準ずるほか、原則として屋外消火栓箱内とすること。（開閉弁の操作が容易にでき、かつ、屋外消火栓箱から５メートル以内に設けたものを除く。）◆

⑹　屋外消火栓箱

第１屋内消火栓設備７⑷イからカまでに準ずるほか、雨水等がかかるおそれのある所に設けるものは、箱内へ雨水等が浸入しない措置を講ずること。◆

⑺　表示

ア　屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は白地に赤文字で「屋外消火栓」と表示すること。◆

イ　屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は白地に赤文字で「ホース格納箱」と表示すること。◆

ウ　上記イの場合、消火栓開閉弁設置位置には、赤地に白文字又は白地に赤文字で「消火栓」と表示した標識板等を設けること。◆

エ　前アからウまでの文字の大きさは、５センチメートル角以上とすること。◆

オ　屋外消火栓箱又はホースの格納箱には、使用方法を表示すること。◆

カ　赤色の灯火を第１屋内消火栓設備７⑸イに準じて設けること。◆